



島根県報

令和6年3月29日（金）

号外 第 3 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（3件）	（ ” ）	6

告 示

島根県告示第233号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	431号	松江市大野町111番22地先から同町2303番14地先まで	前	メートル 7.33～ 20.35	メートル 458.12	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 10.85～ 20.50	メートル 458.12		

島根県告示第234号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	432号	安来市広瀬町梶福留 2050番1地先から同地先まで	前	メートル 15.31～ 24.70	メートル 141.45	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所 災害防除工事 拡幅	
			後	15.31～ 34.99	141.45		
"	261号	邑智郡邑南町鱒淵1402 番1地先から同2126番 2地先まで	前 A	7.59～ 16.54	255.63	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	7.59～ 16.54		255.63
				B	9.20～ 72.47		239.92
県 道	川本波多線	邑智郡美郷町乙原612番 1地先から同598番1地 先まで	前	A	3.70～ 29.80	205.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 拡幅及び減幅 ダブルウェイ解消 管理者へ返還
				B	8.10～ 9.00		
			後 A	8.00～ 29.60	207.00	県央県土整備 事務所	
"	"	邑智郡美郷町乙原564番 3地先から同1181番15 地先まで	前	20.30～ 43.70	85.00	道路改良工事 減幅	
			後	14.90～ 35.60	85.00		

〃	〃	邑智郡美郷町乙原598番 1地先から同564番3地 先まで	前	A	7.50～ 24.70	206.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 管理者へ返還 橋梁撤去 町有地と交換
		邑智郡美郷町乙原598番 1地先から同564番3地 先まで	前	B	9.70～ 49.40	208.00	
			後	B	10.70～ 59.90	208.00	
〃	温泉津川本 線	大田市温泉津町福光イ 64番6地先から同61番 11地先まで	前		7.65～ 12.37	159.05	県央県土整備 事務所大田事 業所 災害防除工事 拡幅
			後		10.89～ 28.77	159.05	

島根県告示第235号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考					
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長							
県道	皆井田江津線	邑智郡邑南町日貫1629番2地先から同1630番2地先まで	前	メートル	メートル	県央県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 町道移管				
				A	5.40～10.00			106.00			
			B	10.80～31.00	85.00						
			後	B	10.80～31.00			85.00			
			〃	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1629番2地先から同1630番2地先まで			前	A	5.40～10.00	106.00
									B	10.80～31.00	85.00
後	B	10.80～31.00				85.00					

島根県告示第236号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市大野町111番22地先から同町238番1地先まで	メートル 41.00	令和6年 3月29日	松江市土木整備事務所	

島根県告示第237号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町朝原1468番1地先から同地先まで	メートル 91.40	令和6年 3月29日	出雲県土整備事務所	
〃	川本波多線	邑智郡美郷町乙原606番2地先から同598番1地先まで	93.20	令和6年 3月29日	県央県土整備事務所	
〃	〃	邑智郡美郷町乙原564番3地先から同1181番15地先まで	94.66	令和6年 3月29日		

島根県告示第238号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱82番1地先から同97番地先まで	メートル 130.00	令和6年 3月29日	県央県土整備 事務所	